

第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、農地を維持・管理するにあたり支障が生じている。そこで、農業法人、集落営農組合、認定農業者、認定新規就農者などの担い手がスマート農業等を導入することで、農作業等を省力化、効率化することにより、農業のさらなる振興と農地の適切な管理につなげる。

第2 事業対象者

- (1) 市内の集落営農組合
- (2) 市内で農業を営む法人
- (3) 市が認定する認定農業者又は認定新規就農者（応募時点で認定有効期間である場合に限る）

第3 事業内容

農作業の省力化及び効率化を目的とする、次に掲げる(1)～(6)のいずれか1種類の機械・設備等の導入を支援する。

- (1) リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット（以下、リモコン式自走草刈機等、という。）
- (2) 多機能型自動給水機および給水栓（以下、水管理システム、という。）
- (3) ドローン（農薬・肥料散布等、農業での使用に限る）
- (4) アシストスーツ（農作業の負担軽減を図ることができるもの等、農業での使用に限る）
- (5) 電動アシスト播種機
- (6) その他市長が認める機械・設備等

第4 成果目標

成果目標は以下すべてを満たすものとする。

- (1) 導入する機械・設備等を原則10日間／年以上使用すること
- (2) 導入する機械・設備等（スマート農業）の普及・啓発に取り組むこと
（例：事業申請者が所属する出荷グループ等における情報共有・無償貸与 など）
- (3) 事業申請者が管理する農地（作業受託を含む）の1割以上において、導入する機械・設備等を事業実施年度内から使用すること。

第5 補助率及び補助金の額

予算の範囲内において、補助率50%以内、補助金上限額500千円（千円未満は切捨て）とする。ただし、第3-(2)水管理システムを導入する場合は、1台あたりの補助金上限額は100千円とする。また、予算を上回る応募があった場合は、予算の範囲内において補助率及び補助金額を減額する場合がある。

第6 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業用機械及び設備等について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

第7 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

第8 事業の実施期間

補助対象事業は、補助金の交付決定の日から令和7年3月末までに完了すること。

第9 募集方法

以下市ホームページにおいて募集する。

<http://www.city.kobe.lg.jp/a99375/business/recruit/smarthougyoushienjigyouboshuu.html>

第10 スケジュール

- 1 募集期間 令和6年4月22日（月曜）～5月31日（金曜）17時必着
- 2 審査及び結果通知 令和6年6月3日（月曜）以降

第11 申請方法

事業の実施を希望する者は、次のとおり申請の手続きを行うこととする。

なお、同一年度内に複数回応募することはできないものとし、提出書類については返却しない。

1 提出書類

- (1) 応募申請書（様式第1号） 1部
- (2) 事業実施計画書（様式第2号） 1部
- (3) (2)の計画書に記載している添付資料 1部
 - ・設計書（見積書、カタログ等）
 - ・導入する農業機械等の設置・保管場所の位置図、写真 ほか

2 提出方法

下記あてに、スキャン等により各種データ化を行った上で原則 e-mail により各種資料を提出すること。但し、e-mail による提出が困難な場合は、持参もしくは郵送による提出も可能とする。

【e-mail 送付先】 nouseikeikakuka@office.city.kobe.lg.jp

3 提出先

〒651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1-12

三宮ビル東館3階 神戸市経済観光局農政計画課 あて

4 受付期間

令和6年4月22日（月曜）～5月31日（金曜）17時必着

ただし、持参の場合は、上記期間の平日、午前9時～正午、午後1時～午後5時とする。

第12 審査基準等

補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付対象者」という。）の審査基準は、次の通りとする。

ア. 事業計画等について

- ・事業を実施する体制が整っていること。
- ・問題解決に向けた自発的な取組みが、具体的かつ適当であること。

イ. 事業内容（導入予定機械等）について

- ・事業内容が、本事業の主旨に合致していること。
- ・導入予定の機械等の規模が、事業計画に対し、適正であること。

ウ. 事業実施後の展望について

- ・成果目標の達成に向けた事業効果が期待できること。
- ・省力化・効率化を図り、地域の農地保全に貢献することができること。

第13 審査方法

市において、応募者が事業要件を満たし、応募書類がすべて整っていることを確認した後、前記の審査基準に基づき審査を行う。審査の結果適当と認められた場合は、審査が完了した順に、予算の範囲内において補助金交付対象者を選定する。なお、審査を行うにあたり、必要に応じて応募者との面談等を行う。

また、審査の経過は応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

第14 審査結果の通知

審査の結果については、補助金交付対象者の決定後、速やかに応募者に対して通知する。

第15 その他

本事業の実施にあたっては、スマート農業等導入支援事業実施要領及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱ならびに神戸市補助金等の交付に関する規則により手続きを行う。

<問い合わせ先>

神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館3階 神戸市経済観光局農政計画課

TEL : 078-984-0369

神戸市長 あて

事業主体所在地
氏名または組織・法人名
代表者氏名
電話番号 () —
e-mail

スマート農業等導入支援事業応募申請書

スマート農業等導入支援事業について、スマート農業等導入支援事業実施要領第6項の規定に基づき、関係書類を添えて応募申請します。

1 事業実施計画書

別紙「令和 年度スマート農業等導入支援事業実施（変更）計画書」のとおり

2 事業の内容について、該当する取り組みに○を記載すること

| | |
|--|---------------------|
| | (1) リモコン式自走草刈り機等の導入 |
| | (2) 水管理システムの導入 |
| | (3) ドローン（農薬・肥料散布用） |
| | (4) アシストスーツ |
| | (5) 電動アシスト播種機 |
| | (6) その他市長が認める機械・設備等 |

令和 年度
スマート農業等導入支援事業
実施計画書

| | |
|---------------------------------|--|
| フリガナ 氏名または 組織・法人名 代表者名 | |
| 所在地 | |

1 事業実施要件

(1) 申請者 氏名または組織・法人名

代表者名

活動地域 区 町 地区

設立時期 年 月 (組織・法人の場合)

※組織の規約、法人の場合は定款を添付すること

※構成員の名簿を添付すること

※組織の収支を管理している金融機関の通帳の写しを添付すること。

(口座名義、口座番号が分かる部分)

(2) 経営の現状

① 経営規模等

(単位：a)

| 地目 | 所有地 | 借地 | 特定農作業 受託 | 農作業 受託 | 計 | 備考 |
|----|-----|----|-------------|-----------|---|----|
| 田 | | | | | | |
| 畑 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

② 労働力 (オペレーター等)

| 氏名 | 役職 | 年齢 | 年間従事日数 | 担当業務 | 備考 |
|----|----|----|--------|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

③ 取り組む経営の類型 (例：果樹、露地野菜、水稻+施設野菜 など)

| |
|--|
| |
|--|

④ 機械等所有状況

| 機械・施設等 | 規模・規格等 | 数量 | 備 考 |
|--------|--------|----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 事業内容

(1) 導入予定機械・施設等一覧

| 名称 | 規格・面積・数量・頭数等 | 事業費 |
|----|--------------|-----|
| | | |
| | | |

(2) 導入機械・施設等の使用予定

| | |
|--------------|---------------------|
| 使用開始時期 | 令和 年 月から |
| 年間使用日数 | 日間／年 |
| 活用面積 | 管理農地_____aのうち_____a |
| 普及・啓発の具体的な内容 | |

3 成果目標達成に向けた方針等

(1) 総括方針

| 項 目 | 内容 |
|----------------|----|
| 現状と課題 | |
| 事業実施によりみこまれる効果 | |

| | |
|--------------|--|
| 課題解決に向けた取り組み | |
|--------------|--|

※事業実施主体における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

4. 収支予算書

(1) 収入の部

| 科 目 | 金 額(円) | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

(2) 支出の部

| 科 目 | 金 額(円) | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

●添付資料

- 1 設計書（見積書、カタログ、仕様書等）
- 2 導入機械等の設置・保管場所、およびその写真